

# 工場立地にあたり土地のマッチングをサポートします

～静岡県企業立地推進課～

静岡県では工業団地内の分譲用地のほか、県内市町、建設・不動産関連企業や金融機関など幅広い機関から工場立地可能な土地情報を収集し、県内で工業用地を探している企業の皆様からの問い合わせに対して、土地のマッチングをサポートしています。



静岡県ホームページのトップ画面から  
サイト内検索で「**企業立地ガイド**」と入力し検索  
**企業立地ガイド**  
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-530/index.html>

## 土地情報の公開「企業立地ガイド」



静岡県の企業立地ホームページ『企業立地ガイド』では、静岡県内で操業する魅力をご紹介しますとともに、進出候補地の検討に有効な土地情報を多数公開しています。

### ①工業団地の空き区画を探す

工業団地の新規分譲区画や空き区画の情報を紹介しています。  
トップページから地域別、希望する要件別に工業団地を検索することができます。



### ②工業団地以外の民間遊休地を探す

工場立地可能な土地情報を地域別や面積別で検索できるほか、一覧表でダウンロード可能です。

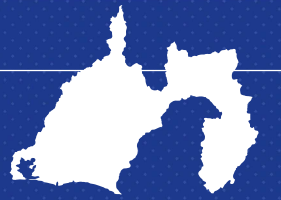


## 詳しいお問い合わせは・・・

「遊休地情報を提供したい、探したい」、「工業用地情報のメール配信を希望したい」、「進出を検討している企業に優遇制度を紹介したい」など、詳しいお問い合わせはこちらまでお願いします。

TEL 054-221-2514/FAX 054-221-3216  
E-mail : kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp

# 初進出から再投資まで、企業の成長に合わせた優遇制度



2017年11月に新規・地域産業立地事業費補助金を大幅改正し、企業の立地を強力にバックアップしています。

## 生産性の向上に向けた投資を支援!

雇用増が無くても、生産性の向上に取り組む設備投資を支援します。

## 県内再投資を継続的に支援!

何回でも同じ条件で、繰り返し利用できます。

## マザー工場・拠点化工場を強力に支援!

投資額100億円以上の高度な設備投資には補助額を上乗せします。

## 1 新規産業立地事業費補助金 建物・機械設備

産業の高度化や活性化、そして雇用の創出を図るため、県内で製造工場や物流施設などを新設・増設する企業の設備投資に対して、最大10億円を助成します。

工場(成長分野)・研究所

補助率 **10%**

限度額 > 10億円

OR

工場(その他)・物流施設

補助率 **7%**

限度額 > 7億円

大規模な拠点化工場・マザー工場※2は審査により更に上乗せ可能!

| 適用要件   | 工場  |          | 物流施設     | 研究所                |
|--------|---|----------|----------|--------------------|
|        | 業種等   | 製造業、植物工場 | 輸送業等     | 製造業に係る研究所又は自然科学研究所 |
| 設備投資額  | 5億円以上   |          |          | 1億円以上              |
| 県内雇用増  | 1人以上又は県内雇用数維持かつ生産性の向上 10%以上※1   |          |          | 1人以上               |
| 研究施設面積 | -   |          |          | 200㎡以上             |
| 研究員数   | -   |          |          | 5人以上               |
| 必須設置設備 | -   |          | 流通加工用設備等 | -                  |
| 補助率    | 成長分野※3  | 10%      | 7%       | 10%                |
|        | その他   | 7%       |          |                    |
| 限度額    | 10億円※2  | 7億円※2    | 7億円※2    | 10億円※2             |
| 事業期間   | 用地取得日から、3年以内の操業開始(未造成5年以内、自社所有地2年以内)<br>*特に必要を認める場合は延長可                 |          |          |                    |
| 対象経費   | 建物建設費及び機械設備購入費(生産、研究、開発、事務、流通加工、事業継続に係るもの)<br>安全対策費(津波浸水想定等のある地域への進出のみ) |          |          |                    |
| 交付条件   | 雇用人数を3年間維持  |          |          |                    |
| 交付回数   | 制限なし(複数回目の申請も上記の要件で申請可能)  |          |          |                    |
| 問合せ先   | 静岡県経済産業部企業立地推進課   |          |          |                    |

※注1 「生産性」とは… 物的労働生産性 = 生産数量 ÷ 従業員数、価値労働生産性 = 生産額 ÷ 従業員数  
 ※注2 「拠点化工場等」とは… 補助対象となる設備投資額が100億円を超える、複数の工場を集約・再編して設置する拠点化工場や、技術開発拠点となるマザー工場等への投資を指します。  
 これらの設備投資で別に定める審査に合格した場合、限度額の上乗せを行います。  
 ※注3 「成長分野」とは… 食品、医薬品、医療機器、環境関連の製品等を製造する工場です。成長分野判定は、各クラスター支援機関等の審査により行われ、成長分野の審査を希望される場合は、県企業立地推進課にまずは御相談ください。(県商工金融課所管の制度融資とは、取扱いが異なります。)

## 2 地域産業立地事業費補助金 土地・新規雇用

産業の高度化や活性化、そして雇用の創出を図るため、県内で製造工場や物流施設などを新規に立地した企業の用地取得費と新規雇用に対し、市町と連携して最大4億円を助成します。

|                                  |                             |    |                                 |                             |   |                        |
|----------------------------------|-----------------------------|----|---------------------------------|-----------------------------|---|------------------------|
| 工場(成長分野)・研究所等<br>ふじのくにフロンティア推進区域 | 補助率 <b>40%</b><br>限度額 > 4億円 | OR | 工場(その他)・物流施設<br>ふじのくにフロンティア推進区域 | 補助率 <b>30%</b><br>限度額 > 3億円 | + | 新規雇用<br><b>100万円/人</b> |
| 通常区域                             | 補助率 <b>30%</b><br>限度額 > 3億円 |    | 通常区域                            | 補助率 <b>20%</b><br>限度額 > 2億円 |   |                        |

| 適用要件      | 工場   |          | 物流施設     | 研究所等                       |
|-----------|--|----------|----------|----------------------------|
|           | 業種等  | 製造業、植物工場 | 輸送業等     | 製造業に係る研究所又は自然科学研究所、ソフトウェア業 |
| 用地取得面積    | 1,000㎡以上   |          |          | -                          |
| 従業員数      | 10人以上  |          |          | -                          |
| 県内雇用増     | 1人以上又は県内雇用数維持かつ生産性※1の向上 10%以上                      |          |          | 1人以上                       |
| 研究・開発施設面積 | -  |          |          | 200㎡以上                     |
| 研究・開発員数   | -  |          |          | 5人以上                       |
| 必須設置設備    | -  |          | 流通加工用設備等 | -                          |
| 補助率等      | 成長分野※4   | 40%      | 30%      | 40%                        |
|           | その他  | 30%      | 20%      | 30%                        |
| 新規雇用従業員   | 100万円/人  |          |          |                            |
| 限度額       | ふじのくにフロンティア推進区域                                    | 4億円      | 3億円      | 3億円                        |
|           | 通常区域   | 3億円      | 2億円      | 2億円                        |
| 事業期間      | 用地取得日から、3年以内の操業開始(未造成5年以内) *特に必要を認める場合は延長可         |          |          |                            |
| 対象経費      | 用地取得費、従業員の新規雇用                                     |          |          |                            |
| 交付条件      | 雇用人数を3年間維持   |          |          |                            |
| 交付回数      | 制限なし<br>(ただし、上記要件に加え、設備投資額5億円以上(研究所等は1億円以上)の場合に限る) |          |          |                            |
| 問合せ先      | 各市町企業立地推進担当課                                       |          |          |                            |

※注4 「成長分野」とは… 食品、医薬品、医療機器、環境関連の製品等を製造する工場です。成長分野判定は、各クラスター支援機関等の審査により行われ、成長分野の審査を希望される場合は、立地先の市町の企業立地推進担当課にまずは御相談ください。(県商工金融課所管の制度融資とは、取扱いが異なります。)

※注5 市町により、補助率、限度額等が異なります。詳細は各市町にお問い合わせください。